

研究ノート

日本言語政策学会における言語政策研究 — 『言語政策』掲載論文の傾向 —

上村圭介

キーワード：言語政策研究 論文レビュー inの知識 ofの知識 方法論

要旨

本稿では、学会誌『言語政策』の1号から15号までに掲載された66本の論文の内容から、日本言語政策学会においてこれまで何が言語政策研究としてとらえられてきたかを検討した。その結果、研究対象となる事例は、地域的には日本や欧州諸国にかんするものがおおいこと、関連する言語の点では、日本語や英語がおおいものの、それ以外の言語の事例も豊富であること、掲載論文の半分は政策・制度の設計や評価、決定のプロセスをあつかうが、3分の1は政策の前段階の現状確認型の研究であることがそれぞれ指摘できる。ただし、政策・制度の研究では研究上の枠組みや理論とのかかわりをしめすこと、言語・社会的な視点から現状確認をおこなう研究では政策サイクルとの関連づけをしめすことの余地があると指摘できる。また、政策提言の数は、他の種別にくらべてすくない。学会誌の投稿種別として政策提言をもうけるのであれば、この種別の論文に期待される研究上の手つづきや基準を明示することが必要だろう。

1. はじめに

近年、日本では、外国人労働力のうけいれの拡大をめざした「出入国管理及び難民認定法」の改正、またそれに呼応する形での「日本語教育の推進に関する法律」の成立、政府がすすめる教育改革に並行した外国語教育の再編など、言語政策をめぐるうごきが活発になっている。それともなまって言語政策研究についての関心もたかまっており、日本言語政策学会（以下、本学会）でも学会誌『言語政策』や研究大会において、研究がつかさねられている。その反面、研究の内容が多様化し、言語政策研究の対象とは何であるかをしることが、むずかしくなっているのではないだろうか。

本来、学会は、その設立趣旨やよびかけに賛同した、その分野の専門家個人が自発的にあつまり会員となって形成される組織体である。その活動が、あくまでそれぞれの会員の自由意志の総和である以上、本学会の言語政策研究とは、その総和にほかならない。

しかし、そのような総和としての本学会の活動が、どのような幅をもっているのか、また、より一般的な政策研究の枠組みとてらした場合に、どのような位置にいるのかをすることは、組織としての本学会にとっても、学会に会員として参加する専門家個人にとっても、なにより言語政策研究全体の発展にとっても意味があるだろう。

そこで、本稿では、本学会の学会誌『言語政策』に掲載された論文の内容をもとに、本学会においてこれまで何が言語政策の研究としてとらえられてきたかを検討し、本学会における言語政策研究の現在の傾向をしめすとともに、今後、本学会の研究が総和として、どのようなひろがりをもたらるか、その方向性について私見をのべる。

2. レビューの方法

2.1. 『言語政策』掲載論文の概要

『言語政策』は、2005年3月の第1号以来、本稿執筆の時点までに計15号が刊行されている。最新(第15号掲載)の投稿要領では、「研究論文」、「研究ノート」、「調査報告」、「政策提言」、「短信」、「書評」、「新刊紹介」、「関連情報」という投稿種別がもうけられているが、本学会における言語政策研究が集合的にどのようなものであったかをしるには、一定のまとまりをもった研究成果としての学術的な独創性や実証性をもつ著作に注目するのがよいとおもわれる。

そこで、本稿では、投稿規程にもとづき、研究論文(実証的または理論的研究の成果として、オリジナリティを有するもの)、研究ノート(萌芽的ながら発展的な内容を含む考察、研究の前提やパラダイムに関する示唆・考察を論理的に述べたもの)、調査報告(ある地域ないし分野における調査結果を、根拠を明確にした上で述べたもの。ないしは、ある観点からの大規模な調査結果を、根拠を明確にした上で述べたもの)、政策提言(論理的な考察、実証的なデータに基づいて言語政策について具体的提言を述べたもの)として掲載された著作(以下、「論文」とする)をとりあげる。なお、『言語政策』創刊初期(第1号および第2号)には、「論説」、「事例」および「事例研究」という種別がみられるが、本稿では、これらを上記の論文に相当するものとしてあつかい、最終的に66本の論文(第1表)を検討の対象とする。

第 1 表 区分別の掲載数

号	論説	研究論文	研究ノート	調査報告	事例	事例研究	政策提言	計
1	6				1			7
2		7				1		8
3		1	1	2			1	5
4		1	1				2	4
5		4						4
6		1	1					2
7		1	1					2
8		2						2
9		4	1	3				8
10		4		1				5
11				1				1
12		4						4
13		4		1				5
14		2	1					3
15		4	2					6
計	6	39	8	8	1	1	3	66

2.2. 政策研究にかんする過去のレビュー

本学会における言語政策研究についてふりかえるにあたり、まず、言語政策研究についてこれまでになされたレビューやサーベイについて簡単にふれておく。

宮島 (1999) は、言語政策史研究というきり口で、主として 1990 年代以降の日本の言語政策史研究がとりあげてきた内容とその展望について論じる。そのなかで、日本語の普及にかんする研究は、学説史や制度史がおおく、実施の段階、とくに日本語を〈普及された〉側の研究が不足していること、なかでも当事者へのききとりにもとづく研究をすすめることの必要性を指摘している。

嶋津 (2011) は、日本語教育の観点から、1990 年代後半から、2010 年ごろまでの言語政策研究をふりかえっている。言語政策を、政策課題の発見から実施後の評価までをふくむサイクルとしてとらえ、そのすべてまたは一部を対象にする学術研究を言語政策研究と定義したうえで、とくに日本語教育政策を国内の日本語教育、海外の日本語教育、海外の日本語普及という 3 つにわけ、政策が実施された国・地域や、実施された政策の内容という点から研究の動向をふりかえっている。

平高 (2003) は、1990 年代から言語政策という概念が研究者の関心をあつめるようになり、書籍などの研究成果がおおくあらわされるようになってきたが、一部のものをのぞけば、個別事例をあつかったものがおおいことを指摘する。そして、言語政策を政策の実質、政策の過程、

政策のにない手という3つの次元からなるマトリクスでとらえ、言語政策研究の体系化が必要だとのべる。

言語政策を対象にしたものではないが、学会誌の掲載内容についてレビューをおこなったものに広瀬・荒井(2018)がある。このなかでは、『日本教育政策学会年報』の1号(1994年)から24号(2017年)までに掲載された90本の論文を、《国内—海外》《中央—地方》《政策内容—政策過程》《理論—実証》《定性—定量》という区分にわけ、時期ごとの学会の趨勢を論じている。

2.3 本稿でのレビューの観点

宮島(1999)および嶋津(2011)は、言語政策研究がどのような政策を対象としてきたかを時代的な視点をふまえて検討したものである。平高(2003)は、言語政策の研究を、3つの次元に位置づけることで、従来の研究の傾向や、その後の発展の方向性をあきらかにできることをしめたものである。分野がことなるものの、広瀬・荒井(2018)も、政策研究を、研究の内容、政策の過程、方法論といった枠にあてはめることで、学会における集会的な政策研究の幅をしめたものといえる。

『言語政策』掲載論文の内容を検討するうえでは、まず言語政策が対象とする国・地域や、関連する言語をみる必要があるだろう。その一方で、嶋津(2011)がしめすような政策サイクルとの関連や、広瀬・荒井(2018)のような、どのような政策の局面を研究対象としたかという視点も必要だともいわれる。

政策研究は、言語政策だけでなく、さまざまな分野ですすめられている。たとえば、公共政策研究では、研究レベルで蓄積されてきたことが、政策実践の現場に適切な形でむすびつかないという失敗と、その克服をくりかえすなかで、問題発見から政策の立案・成立にいたる過程も分析の対象とする方法論が発展してきた(秋吉ほか2015:9-18)。本学会における集会的な意味で研究についても、このような視点でふりかえることが必要ではないだろうか。

そこで、本稿では、おおきくわけて2つの観点から本学会における言語政策研究の内容を検討する。ひとつは、会員の研究の総和としての研究の幅をしめすという観点である。いいかえれば、言語政策の学会である本学会における「言語」政策研究の側面をとらえることである。もうひとつは、そのような言語政策研究の集合を、他の政策研究の枠ぐみとの対比で位置づけるという観点である。いいかえれば、他の分野における政策研究の知見や枠ぐみの点で、『言語政策』における言語「政策」研究がどのように位置づけられるかをしめすことである。政策研究は20世紀の後半におおきな発展をとげている。言語政策が政策研究の一部であるなら、ひろく政策研究がのこしてきた発展の成果とのかかわりで、その内容を検討することも必要だろう。

掲載論文の傾向をみるうえでは、それぞれの論文があつまっている内容を、主題やキーワードを手がかりにする手法もかんがえられるが、個々の論文においてつかわれるキーワードの依存関係や粒度がことなるため、この手法はとりにくい¹⁾。そこで、本稿では『言語政策』掲載の論文の傾向を、まず、政策の内容について、おおまかに「対象国・地域」および「対象言語」の観点からとらえることとした。さらに、それぞれの論文が「政策サイクルにおける段階」のどこに注目したか、という観点から検討し、本学会におけるこれまでの言語政策の傾向をみることにする。

3. 掲載論文の傾向

3.1. 対象国・地域による傾向

『言語政策』に掲載された論文が研究の対象とした事例を、国・地域別に集計したのが第2表である。ひとつの論文のなかで複数の国をとりあげているばあいには、それぞれをひとつとみこんでいるため、数の合計は論文数とは一致しない。

第2表 対象事例の地理的分布

地域	論文数	備考
日本	28	
中国	7	
韓国・北朝鮮	3	
その他アジア	5	日本、韓国・北朝鮮、中国以外
大洋州	4	
北米	3	
欧州	17	欧州連合をふくむ
アフリカ	1	
地域不定	4	

もっともおおいは、日本の事例をあつかった論文である(28本)。つぎにおおいのが欧州諸国(欧州連合や地域としての欧州もふくむ)の事例にかんする論文である(17本)。そして、中国の事例をあつかった論文(7本)がつづく。また、韓国(北朝鮮をふくむ)をあつかった論文が3本、そのほかのアジア諸国の事例をあつかったものが5本ある。北米の事例をあつかった論文は3本だが、うち1本はハワイの事例にかんするものである。のこり2本はアメリカとカナダを対象とするものの、いずれも複数国の事例比較のなかで、これらの国にも言及したものである。

欧州諸国を対象とする研究でとりあげられた国は13か国(政治的実体としての欧州連合をふ

くむ) にのぼる。フランスとドイツの事例が3本の論文で、イタリアの事例が2本の論文でとりあげられている。また、欧州諸国における関連動向ではあるものの、個別の国の事例を対象としないものが2件ある。

アフリカの事例をとりあげたものはわずかに1本だった。南米諸国を分析対象とした論文は、これまで掲載されていない。

このように、アフリカ、南北アメリカは、これまでの『言語政策』では存在感がうすい。日本における事例を対象とした論文は全体の4割をこえる。日本をふくむアジア諸国の事例をとりあげた論文は43本あり、全体の3分の2ちかくにのぼるが、欧州諸国の事例をアツかつた論文も17本にのぼることから、日本、アジア(日本を除く)および欧州諸国が、研究対象としての3大グループといえる。

また、特定の国や地域に限定されない事例をアツかつた論文はすくなく、4本にとどまった。このことは、『言語政策』に掲載される論文に、個別の国・地域の具体的な事例をアツかつた実証的なものがおおいことを意味するようにおもわれる。しかし、研究分野の発展のうえでは、具体的な事例をこえた、理論的な観点からの研究を期待すべきかもしれない。

3.2. 対象言語による傾向

『言語政策』掲載論文でとりあげられた言語は、第3表のとおりである。ここでは、2本以上の論文でとりあげられた言語を、独立したみだしとした。対象国・地域による分類とおなじように、ひとつの論文で複数の言語にかんする事例をアツかつているばあいには、それぞれの言語をべつに集計しているため、対象言語の合計は論文総数と一致しない。

国・地域別の集計とおなじく、言語別の集計においても特定の言語にむすびつけることがむずかしい事例があつた。このような論文については「言語不定」として集計した。

第3表 対象言語の内わけ

言語	論文数
日本語	16
英語	13
中国語	4
フランス語	3
ドイツ語	5
韓国朝鮮語	2
その他言語	17
言語不定	17

その結果、特定のいずれかの言語をアツかつた論文が49本、言語不定の論文が17本あつた。

言語別にみて、もっともおおいは、日本語にかんする事例をみつかった論文(16本)である。そのおおくは日本語教育である。つぎにおおいが、英語にかんする事例をみつかった論文(13本)である。ただし、まえにのべたとおり、英語国における事例をみつかったものはすくなく、英語の事例の大半は、日本の英語教育にかんするものである。

「その他」の言語をみつかった論文(17本)の内わけは、ハワイ語、フィンランド語、フランス手話、手話(日本手話)、少数言語(ベトナム)、アイヌ語、イヌクティット語、オランダ語、モンゴル語、少数言語(オーストラリア)、イタリア語、ルクセンブルク語、閩南語、フィリピン語、セブアノ語、ベラルーシ語、福建語、スワヒリ語、スペイン語、ポーランド語である。これらの言語にかんする事例を横断的にみられることは、本学会における言語研究の特徴であるといえよう。

17本あった「言語不定」の論文は、法廷通訳など、制度化された多言語対応の事例をみつかるものの、個別の言語における対応の問題をこえて、その制度の全体的なあり方を論じているとみなすことができるものである。

日本における事例を対象とした論文が28本だったことをかんがえると、日本語をみつかった論文が16本であるのは、すくないようにおもわれるかもしれない。これは、公的機関における日本語以外の言語への対応状況を分析したものや、英語やその他の外国語教育、カリキュラムの問題をみつかったものがおいことによる。

3.3. 政策サイクルへの注目

つぎに、言語「政策」研究という視点で、とくに、政策サイクルへの注目という点で、集合的な意味での本学会の研究がどのようなひろがりをもっているか検討する。

3.3.1. 政策におけるサイクル

言語政策研究の枠ぐみとしては、Cooper(1989:31-34)の席次計画(status planning)、実体計画(corpus planning)および普及計画(acquisition planning)からなる、3段階のモデルがよく知られている。真田ほか(1992)のように、言語計画の概説の中で、このモデルに言及されることもある。このモデルは、言語政策のなかでも比較のおおきな言語問題にかかる言語政策の内容を記述・分析するのにむいている。とくに、第二次大戦以後に独立した新興国における公用語の選定といった課題をとりあつかうには、このようなステップで政策をとらえることが、言語政策の実務上も有効だろう。しかし、外国語教育の内容のうつりかわりのような政策課題を分析するには、かならずしもむいているわけではない。

政策研究では、しばしばアジェンダ設定→政策案策定→決定→実施→評価(→廃止)という

ライフサイクルによって政策がとらえられる（秋吉ほか2015:210）。また、アジェンダ設定においてとりあげられる政策課題は、どこからともなく突然わきだすものではなく、政策研究は、研究といういとなみで完結するものでもない。伊藤（2011:4）は、政策研究を現状確認型、原因探求型、政策提言型の3類型にわけているが、アジェンダを設定するまえの段階として、現実社会の実態とその構造をあきらかにする現状確認型の研究も、政策研究の重要な役わりのひとつであると、のべる。同様に、政策研究の成果を現実社会における課題の解決に応用するものとして、政策提言志向の研究が存在する。

政策を、そのサイクルに注目してとらえることは、言語政策研究のなかでも意識されている。嶋津（2011）では、(a)政策課題の発見、(b)政策目標の設定、(c)計画や方針の策定、(d)計画や方針の実行、(e)評価の過程として言語政策をとらえ、その過程のすべてまたは一部を対象にする学術研究が、言語政策研究と定義される。また、平高（2003）の言語政策のマトリクスにも、おなじような段階的なプロセス（開始、見積もり、選定、執行、評価、終了）がみられる。言語政策研究の幅をみるうえで政策サイクルに注目する必要があるだろう。

3.3.2. 本稿での整理

政策研究におけるこれらの先行研究をふまえつつ、『言語政策』に掲載された論文が、政策サイクルのどの段階に注目したのかを、以下の区分に整理したうえで、掲載論文の全体的な傾向をみる。

- 現状確認にかんするもの（話者・言語レベルおよび社会レベル）
- アジェンダ設定と政策の設計にかんするもの
- 政策の実施と評価にかんするもの
- 政策提言にかんするもの
- 政策形成のプロセスにかんするもの
- 言語政策研究の方法論や研究の枠組みにかんするもの

『言語政策』では、言語をめぐる現状確認に相当する論文がおおく、その内容も多様である。そこで、現状確認に相当する論文については、話者の言語行動や言語体系の実態など、ミクロなレベルの現象をあつかった論文と、社会におけるマクロなレベルでの言語状況を分析の対象としたものを、それぞれ「現状確認（話者・言語）」と「現状確認（社会）」にわけた。

アジェンダ設定と、政策課題にたいする政策の設計にかんするものは、まとめてひとつのグループとした。このグループに分類するのは、分析の対象として政策・制度を直接あつかうも

のかぎった。本稿の対象とした論文のなかには、言語行動や言語状況についての分析をおこなったうえで、結論で政策的な含意に言及するものもあったが、これらは政策そのものを論じたわけではないものとして、現状確認の研究にまとめた。

政策形成のプロセスを対象とする論文は、公的主体（政府や自治体）による制度化された決定のプロセスをとりあげたものにかぎった。『言語研究』掲載の論文のなかには、言語政策をひろくとり、個人の言語行動における意思決定までを言語政策としたものもあるが、これらの研究は、話者レベルの言語行動についての現状確認をおこなうものとした。このような言語政策の主体（個人、組織、政府など）のレベルの問題については4.3でのべる。

政策の実施と評価にかんする研究は、政策目的と政策アウトプットの対比をおこない、そのうえでその政策の妥当性や今後の改善の方向性について明示的に論じたものとした。ある制度について多言語主義の観点から、その陥穽を指摘するという内容の論文は、その政策を実施した結果生じたアウトプットとの対比がなされていないばあいには、アジェンダ設定と政策の設計にかんするものとしてかぞえた。

さらに、個別の言語政策事例を対象とするのではなく、言語政策の方法論や研究の枠ぐみを論じるタイプの論文が数件あった。これらは、これらは「メタ研究」として独立したみだしをたてることにした。

3.3.3. 政策サイクルへの注目からみた傾向

これらの基準にしたがって、『言語政策』掲載の論文を分類した結果が第4表である。ここでは、重複集計はおこなっていない。

第4表 内容別の論文数

内容	論文数
現状確認（話者・言語）	11
現状確認（社会）	14
アジェンダ設定と政策の設計	20
政策の実施と評価	10
政策提言	3
政策形成のプロセス	5
言語政策研究の方法論や研究の枠ぐみ	3
計	66

66件の論文のうち、25本はもっぱら話者や社会の言語状況について現状確認型の記述・分析をおこなうものだった。現状確認（話者・言語）にかんするものが11本、現状確認（社会）にかんするものが14本あった。言語状況の記述分析は、社会と言語のかかわりにおける問題をあ

きらかにするものであり、アジェンダ設定につながる重要なものである。とはいえ、これらのなかには言語政策との関連が明確でないものもみられた。

単独のみだしとしてもっともおおいは、アジェンダ設定と政策の設計のよしあしを論じるものである（20本）。国別に外国語教育のカリキュラムや教育制度を比較するものや、教員養成・人材育成のあり方にかんするものがみられた。

政策の実施と評価に分類したものは11本あった。ただし、どのような政策評価の枠ぐみにたって評価をおこなうかが、すべての論文で明示されているわけではない。言語政策研究における評価の研究にとって、どのような枠ぐみが必要であるかをふくめて、今後の本学会における言語政策研究の方向性にかんがえる必要があるのではないだろうか。

政策提言の論文は3本あるが、その内容は、どちらかというと現状確認（社会）や制度評価についての分析が中心だった。4.4でのべるような政策体系における階層性のなかで「政策」を提言しているか、つまり政策資源の獲得競争にさらされる用意があるかという点がしめされると、政策提言としての一般性がたかまったとおもわれる。

4. 現状と今後の方向性にかんする私見

4.1. 対象国・地域のひろがり

日本における事例を対象とする論文がおおいは、本学会が日本に拠点を置く学会であることから当然だろう。しかし、欧州の事例がおおいのにくらべると、南北アメリカの事例はとてむすくない。とくに、南米における事例をあつかった論文はひとつもない。『言語政策』掲載論文のなかには、南米諸国出身の在留外国人にかかわる事例をあつかったものもあるため、本学会における言語研究が、南米諸国との接点をもたないわけではないはずだ。日本における南米出身者の存在感をかんがえると、これからの研究のつまかさねの余地がおおきいと、いえるのではないだろうか。

4.2. 「inの知識」と「ofの知識」のバランス

政策研究のおおきな課題のひとつは、その成果を現実社会の課題の解決や改善にどう役だたせるかということである。秋吉ほか（2015:7-8）は、公共政策の分野において、政策内容の分析を中心とした「inの知識」の蓄積が実際の問題解決に十分にむすびつかなかったことが、政策過程などを対象とした「ofの知識」への注目につながったとのべる。『言語政策』掲載論文のなかで「ofの知識」といえる政策過程の研究や、その延長線上にあるといえる政策提言をあつかった論文は少数派である。

現状確認（社会）の研究には、そのさきに言語政策との関連性をみだしやすいものがおおかったのにたいして、現状確認（話者・言語）の研究には、言語政策との関連性がかならずしも想起されないものがみられた。もちろん、現状確認（社会）の研究のなかにも言語政策との接点があるものや、反対に現状確認（話者・言語）の研究であっても言語政策へのおおきなインプリケーションをもつものもある。

言語政策においても、問題解決の技術として「inの知識」を高度化する一方で、「inの知識」をどのようにすれば政策サイクルのなかで、いかすことができるかを、「ofの知識」として蓄積することが必要となるのではないか。

4.3. 言語政策の主体の「レベル」のあつかい

『言語政策』掲載論文が対象とする言語政策の範囲は、かなりひろい。政策には階層性があり、狭義の政策とは特定の課題に対応するための「将来像や基本の方針」である（秋吉 2015:33）。その将来像や基本の方針を実現するための「具体的な方針や対策」が施策であり、そのさきに「具体的な手段や活動」としての事業が位置づけられる。さらにそのさきに直接・間接の形で事業にかかわる個人の言語行動が存在する。そして、政策の外がわには共同体や国家のレベルの規範や理念がひろがっている。『言語政策』掲載論文の全体をとおしてみると、これらの区別が整合的な形でなされているわけではない。言語に関連する政策階層におけるこれらの諸段階が、それぞれ「言語政策」とよばれている。これは、たんによび名の問題にとどまらず、学術分野としての言語政策研究の専門性をどのように確保するかということと、かかわることである。

言語政策とは言語問題の解決のためのいとなみである。「すべての言語問題は最終的に談話にその基礎がある」（ネウストプニー1995）とかんがえられることがあるように、言語問題とはミクロのレベルからマクロのレベルまでのひろがりをもつ。本学会の設立趣旨においても、「我々はことばの問題を意識し、それを評価し、調整の計画を立てて、それを行動に移します。この行動は個人あるいは種々の団体のものであったり、国全体のレベルで行われたりします」（日本言語政策学会1999）とのべられている。その意味では、母語話者と非母語話者とのコミュニケーションにおいて生じる問題は、言語政策の最小の構成要素である。しかし、たとえば、国家間のコミュニケーションにおける共通の言語を選定するという、マクロのレベルの問題と、非母語話者のコミュニケーションで生じた非規範的な行動の管理という、ミクロのレベルの問題を、両者を連結する手だてのないまま、言語政策の研究として同列にあつかえば、かえってマクロのレベルの言語政策としてとらえるべき問題を、みうしなう。

談話のレベルで生じる言語問題は、それがただちに社会のシステム的な言語政策の対象と

なるのではなく、ある言語問題が談話のレベルで処理されるというプロセスが発生することがきっかけになり、マクロのレベルの言語政策のプロセスがたちあがるというながれを、かんがえるべきではないだろうか。言語管理理論（ネウストプニー1995）をかりるなら、日本語母語話者と日本語非母語話者とのあいだのコミュニケーションで「ききかえし」が生じた場合、そのききかえしそのままマクロのレベルの言語管理の対象になるのではなく、ききかえしを管理するというプロセス全体が、よりたかみレベルでの管理の単位、つまり「逸脱の発生」となって、システミックな言語管理、すなわち、せまい意味での言語政策のプロセスの対象になると位置づけるべきではないだろうか。

4.4. 政策提言の位置づけ

すでにのべたように、政策提言の論文はわずかに3本だった。言語政策が現実の政策課題の解決をみざすものであるなら、政策提言の論文は、もっとおおくてよいのではないだろうか。

しかし、そのために留意しておくべきこともある。政策提言とは、うっかりすると「X という問題がある。したがって問題 X を解決すべきである」という循環論法におちいってしまう。言語問題は言語にとじた問題ではない。したがって、問題 X が放置されることで、社会のなかにどのような、のぞましくない結果をもたらすのか、また、社会にひろがるほかの問題とくらべて、なぜ問題 X を優先的に解決しなければならないのか、といったことをしめす必要がある。

くわえて、政策提言では、問題を解決するための手段を提示することが必要である。「問題 X を解決すべきである」といううったえだけでは、かりに、その論文が X という問題の構造や原因について、すぐれた分析と考察をもつものだとしても、政策提言としてはおそらく十分ではない。提言としてしめされる政策案について、ほかの案はないのか、ほかの案とくらべて、どこがすぐれているのか、それによって現状が改善するみとおしはどれほどあるのか、といったことについて検討をくわえる必要も、あるだろう。

この投稿種別による論文がすくないことのよしあしを一概に論じることはできないが、投稿規程にくわえて、慣習的な基準をしめすことで、論文としての政策提言の価値を、よりたかめることができるのではないだろうか。

5. おわりに

本稿では、『言語政策』掲載論文から本学会の言語政策研究の傾向をみた。言語政策研究の必要性は、本学会発足以来ますますたかまっている。とはいえ、研究対象となる事例の地理的・言語的な分布は一樣ではなく、また、政策のサイクルにおける現状確認や制度設計の内容につ

いての研究がおおい反面、政策評価や政策提言、政策過程にかんする研究はすくない。これらは、現時点での本学会の言語政策研究には、よしあしは別にして、未踏領域がおおくのこされているといえる。

何をもって政策研究とするかは、政策研究をかかざる学会や学問領域に、ひろく共通する問題だが、本学会においても言語政策の範囲や研究の方法論について、整理や検討が必要な時期にきているといえるのではないか。これは、言語政策をせまくとらえるべきだということではなく、さまざまな分野における政策研究の成果を、言語政策研究にもとりいれていくことが、実際の言語問題の解決にちかづくことのできるような分野としての充実につながるだろうということである。

本稿の執筆にあたり、著者は、対象となるすべての論文について目をとおし、その論文の内容や執筆意図を把握することにつとめた。それでも、著者の能力の制約により、仕わけが不適切でないとは、いいきれない。本稿はあくまでひとつのレビューにすぎず、本稿自体がそのようなレビューにさらされるべき対象であることは、著者として自覚するものである。

注

- 1) 本稿で対象とした 66 本の論文が、キーワードの共起関係からどのようなネットワークを形成するかをみたところ、全体の半数にあたる 33 本の論文については比較的大規模なクラスター（多文化主義・多文化共生、言語教育・少数言語政策、政治制度・国際関係）を形成したものの、のこり半数の論文は、いずれの論文とも接点をもたないか、接点がかぎられた（2 ないし 4 の）小規模なクラスターを形成することとまり、掲載論文全体の傾向をみるには不十分であった。そのため、本稿では、論文の内容については国・地域別と言語別という 2 つの観点によって分類するにとどめることとした。

文献

- 秋吉貴雄・伊藤修一郎・北山俊哉（2015）『公共政策学の基礎 [新版]』有斐閣
伊藤修一郎（2011）『政策リサーチ入門 仮説検証による問題解決の方法』東京大学出版会
真田信治・陣内正敬・渋谷勝己・杉戸清樹（1992）『社会言語学』桜楓社
嶋津拓（2011）「言語政策研究と日本語教育」『日本語教育』150 号、56-70
日本言語政策学会（1999）「日本言語政策学会 設立趣旨・沿革」

http://jalp.jp/wp/?page_id=15

- ネウストプニー、J.V. (1995) 「日本語教育と言語管理」『阪大日本語研究』7号、67-82
- 平高史也 (2003) 「言語政策の枠組み—現代日本の場合を例として」『総合政策学の最先端Ⅲ 多様化・紛争・統合』、128-151
- 広瀬裕子・荒井英治郎 (2018) 「教育政策研究の展開と今後の可能性—学会四半世紀の研究動向を踏まえて」『日本教育政策学会年報』25号、11-28
- 宮島達夫 (1999) 「言語政策史研究」『社会言語科学』2巻1号、82-88
- Cooper, R. (1989) *Language Planning and Social Change*. Cambridge: Cambridge University, Press.

Language policy studies of the Japan Association of Language Policy: A collective outlook of the papers published in the *Gengo Seesaku* journal

KAMIMURA Keisuke

Keywords: language policy studies, article review, knowledge in process, knowledge of process, research methodology

Abstract

This paper conducts an extensive review of articles published in the *Gengo Seesaku* journal (『言語政策』). A total of 66 articles in 15 issues are reviewed to examine what has collectively been regarded as language planning research in the Japan Association of Language Policy. Most articles focus on policy practices in Japan and European countries, resulting in geographic imbalance. The status of Japanese and English in policy contexts is the major subjects of study across the reviewed papers, minority languages are also covered in a considerable number of articles. One third of the articles provide a detailed socio-linguistic account, which is a complete academic work in itself, but draw only insufficient implications towards the studies of language policy. Some articles on policy practices fail to refer to an underlying theoretical framework. Policy proposals, one of the designated categories in the submission guidelines, are very few, probably because a common understanding is not developed among JALP members concerning the format and content to which a policy proposal paper should adhere.

(大東文化大学外国語学部日本語学科)

上 村 圭 介